

衛生センター施設整備工事

落札者決定基準

平成30年7月

小松加賀環境衛生事務組合

この落札者決定基準は、小松加賀環境衛生事務組合（以下「本組合」という。）が、「衛生センター施設整備工事」（以下「本工事」という。）を発注するにあたり、本工事の入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の募集・審査を行うにあたって、参加者を対象に交付する入札説明書と一体となるものである。

第1章 審査方式

参加者の審査にあたっては、入札金額のほか、入札金額以外の要素（以下「非価格要素」という。）を加えて総合的に評価し、落札者を決定する「総合評価一般競争入札」を採用する。

第1節 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札の方法は、次のとおりである。

1. 参加資格審査

入札参加資格審査申請書等について、入札説明書に記載の入札参加者の参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件不備の場合は、失格とする。

2. 技術提案書類審査

1) 形式審査

提出された技術提案書類について審査を行い、重大な不備・不足がある場合は失格とする。

2) ヒアリング及び審査

提出された技術提案書類について、書類間で不整合がないか、要求水準書を満たしているかなどを審査するために、ヒアリングを実施する。

3) 改善指示及び改善書

技術提案書類に不明瞭な事項が確認された場合や要求水準書に対する不整合箇所がある場合には、改善指示を提示し、提出された改善書を確認する。

4) 提案内容の定量化審査

技術提案書類に記載された非価格要素項目について、落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。

非価格要素項目は、各評価項目に対し、評価のポイントを明らかにした上で評価する。

なお、非価格要素項目は、特定要求事項に関する提案内容の評価と一般要求事項に関する提案内容の評価をそれぞれ区分して定量化審査を行い、両者を合算して非価格要素項目の評価を行う。

3. 入札価格の審査

入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。

落札者決定基準に示す得点化方法に従って入札価格を点数化する。

4. 落札者の決定

非価格要素の点数と価格点数の合計を総合評価点数とし、衛生センター施設整備に係る事業者選定委員会において、最も高い得点を得た入札参加者を最優秀提案者として選定し、本組合は、選定された最優秀提案者を落札者とする。

ただし、最優秀提案者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

第2節 審査等の流れ

総合評価一般競争入札による落札者決定の審査の手順は、下図に示すとおりである。

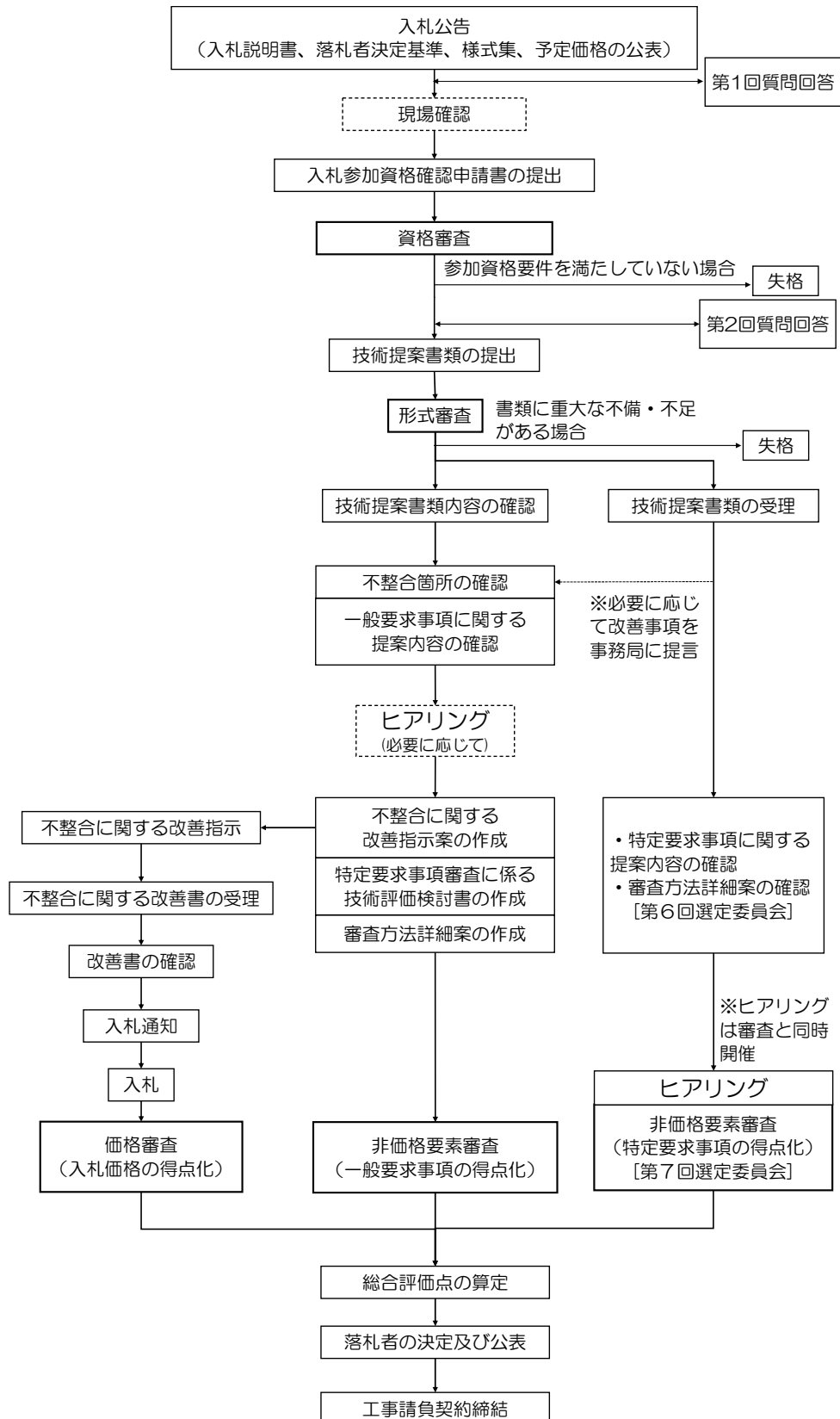


図1 審査の手順

第2章 資格審査の方法

第1節 審査の方法

入札参加資格審査申請書等について、入札説明書に記載の提出すべき書類（様式があるものはその様式にて提出すること。）が全て提出され、参加資格要件を満たしていることを確認する。

この結果、参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。

第2節 入札参加者の参加資格要件

入札説明書に記載する。

第3章 定量化審査の方法

第1節 審査の方法

技術提案書類に記載された内容について、次の審査方法に従い、定量化する。

1. 定量化審査の基本方針

定量化審査による総合評価点数が総合評価の結果となるため、その配点及び得点化方法については、本組合が本工事に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定する。

2. 審査における大項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとする。

審査項目（大項目別）	配点
1 非価格要素評価	60点
2 価格評価（入札価格）	40点
合計（総合評価点数）	100点

3. 審査項目と配点

非価格要素及び価格に関する審査項目及び配点は、次のとおりとする。

項 目		配点	
非 価 格 要 素 審 査	一 般 要 求 事 項	(1)一般事項	
		①経営事項審査に係る清掃施設工事の総合評価値に関する事項	2
		②施工実績に関する事項	2
		③配置予定技術者の技術能力に関する事項	2
		(2)技術提案図書関連事項	
		④技術提案図書と要求水準書の整合性に関する事項	4
		⑤地域貢献に関する事項	5
	一般要求事項計	15	
	特 定 要 求 事 項	(1)全体計画	
		①全体配置計画、車両動線計画	5
		②設備・機器配置計画、作業動線計画	5
		③維持管理計画	5
		④景観・周辺環境計画	2
		⑤工事施工計画	5
		(2)処理設備計画	
		⑥放流水・騒音・振動等対策	3
		⑦処理機能向上計画	5
		⑧作業環境対策	3
		(3)その他	
		⑨省エネルギー対策	5
⑩資源化対策		5	
⑪災害対策	2		
特定要求事項計	45		
非価格要素計	60		
価格審査	40		
合計	100		

第2節 得点化方法

1. 非価格要素審査の得点化方法

1) 一般要求事項の定量化審査

以下に示す評価項目及び判定基準に基づき、技術提案書類に記載された内容を得点化基準に基づき評価し点数化する。

また、評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。

評価項目	判定基準
① 経営事項審査に係る清掃施設工事の総合評価値建設業法第3条に基づく特定建設業の許可登録業種数に関する事項	経営審査評価点数 A：1,100点以上 B：1,050点以上 C：1,000点以上 D：950点以上 E：900点以上
② 施工実績に関する事項	過去10年間に於けるし尿処理施設又は汚泥再生処理センター（新設工事及び基幹改良工事）の施工実績数 A：10件以上 B：8件以上 C：6件以上 D：4件以上 E：2件以上
③ 配置予定技術者の技術能力に関する事項	予定監理技術者のし尿処理施設又は汚泥再生処理センター工事の施工経験数 A：10件以上 B：7件以上 C：4件以上 D：2件以上 E：1件
④ 技術提案図書と要求水準書の整合性に関する事項	不具合箇所数 A：1件以下 B：3件以下 C：5件以下 D：7件以下 E：8件以上
⑤ 地域貢献度	配点方法①による。

【得点化基準】

評価	点数の算出方法
A	配点×100%
B	配点×75%
C	配点×50%
D	配点×25%
E	配点×0%

【配点方法①】

$$\text{当該得点} = \text{満点の点数} \times (\text{提示比率} / \text{最高提示比率})$$

提示された地元企業（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る本社（主たる営業所）の所在地が小松市又は加賀市内にある者）への下請比率の割合に、価格の満点の点数をかけて算出する。

[算出例]

参加者	提示比率(%)	得点(点)	算出方法
1	25	5.00	$5 \times (25 / 25) = 5.00$
2	20	4.00	$5 \times (20 / 25) = 4.00$
3	15	3.00	$5 \times (15 / 25) = 3.00$

※小数点以下第3位を四捨五入

2) 特定要求事項の定量化審査

以下に示す評価項目及び評価のポイントに基づき、技術提案書類に記載された内容を評価し点数化する。

項目	評価のポイント
(1)全体計画	
①全体配置計画、車両動線計画	施設の全体配置計画及び搬入車等の動線計画について、具体的、合理的かつ優れた提案がなされているか。
②設備・機器配置計画、作業動線計画	施設内の設備・機器配置計画について、既存施設（受入貯留設備、主処理設備）の稼働、将来的な設備更新等に配慮した具体的、合理的かつ優れた提案がなされているか。 作業員の動線計画について、具体的、合理的かつ優れた提案がなされているか。
③維持管理計画	本工事対象施設及び既存施設（受入貯留設備、主処理設備）について、本工事竣工後の用役費及び維持補修費の抑制について、具体的、合理的かつ優れた提案がなされているか。
④景観・周辺環境計画	景観について、周辺景観に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 施工中の周辺環境への影響（騒音、振動、排水、粉じん等）を低減するための具体的かつ優れた提案がなされているか。
⑤工事施工計画	施工中も既存施設が支障なく運転を継続するため、斎場関連車両、し尿搬入車両、薬品等搬入車両の動線、また、仮設計画において具体的、合理的かつ優れた提案がなされているか。
(2)処理設備計画	
⑥放流水・騒音・振動等対策	施設から排出される水質汚濁物質、騒音・振動、悪臭の低減について、具体的かつ優れた提案がなされているか。
⑦処理機能向上計画	施設の処理機能上、要求水準書の仕様を上回る、具体的かつ優れた提案がなされているか。
⑧作業環境対策	運転員の作業環境改善について、安全性、衛生、悪臭対策等、具体的かつ優れた提案がなされているか。
(3)その他	
⑨省エネルギー対策	省エネルギー対策（消費電力量、燃料使用量の低減）について、具体的かつ優れた提案がなされているか。
⑩資源化対策	資源化製品の品質確保について、具体的かつ優れた提案がなされているか。
⑪災害対策	地震、台風、水害などへの施設の対応に対して、具体的かつ優れた提案がなされているか。

審査項目の各評価項目別に、以下に示す評価基準により評価し、得点化基準により得点を算定する。

【得点化基準】

評価	評価基準	点数の算出方法
A	特に優れている	配点×100%
B	AとCの中間程度	配点× 75%
C	優れている	配点× 50%
D	CとEの中間程度	配点× 25%
E	要求水準書と同等	配点× 0%

3) 非価格要素審査の得点

一般要求事項の定量化審査による得点と特定要求事項の定量化審査による得点の合計点を非価格要素評価点とする。

2. 価格審査の得点化方法

次の式に基づいて、入札価格を点数化する。

価格評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位まで求める。

$\text{価格評価点} = (\text{最低入札価格} \div \text{当該入札価格}) \times 40 \text{ 点}$

(算出例)

入札者	入札価格 (億円)	価格 評価点数 (点)	算出方法
A	14	40.00	$(14 \div 14) \times 40$
B	15	37.33	$(14 \div 15) \times 40$

3. 総合評価点数の算出

非価格要素審査及び価格審査により算出された審査項目ごとの評価点数を合計し、総合評価点数を算出する。